

∴
知財産敷童（ざしきわらし）語り部
∴
『営業秘密を守るために』

先日、不正競争防止法違反（営業秘密侵害）事件の判決が東京地裁で言い渡されました。回転寿司チェーンの元社長が、同業他社から転職する際に商品原価情報と仕入れ情報を持ち出したとして起訴され、懲役3年、執行猶予4年、罰金200万円の実刑判決を受けました（注1）。同記事によれば、営業秘密侵害事件の摘発件数は近年増加傾向にあり、2022年は29件とのことでした。

営業秘密として認定されるためには3つの要件をみたす必要があります。1.秘密として管理する（秘密管理性）、2.事業などに有用である（有用性）、3.公に知られていない（非公知性）です。上記の裁判では、1.と2.が争点になりました。1.については、一連のデータがパスワード付きで管理されていた、2.については、当該データは被害会社が戦略的に商品設計を行い、取引先を開拓し、交渉してきた成果で、競合会社が利用すれば商品開発や仕入れを改善できる可能性があるものとして、いずれも要件を満たすと認定されました。

営業秘密には、上記のような直接営業に関する情報のほかに、設計図面、実験データ、ノウハウ等も含まれます。近年、特許出願のオープン・クローズ戦略で、たとえば製造方法についてはあえて出願をせずノウハウとして秘匿する方を選択する場合もあると思います。その際は、外部への情報漏えいを防止するために管理体制を構築する、技術者だけでなく外部と接触する機会の多い営業担当者も含めて社内教育を行うことも重要です。具体的な仕組み作り・教育方法については、各県の知財総合支援窓口にご相談ください。

なお、不正競争防止法については、6月14日に、知的財産の分野におけるデジタル化や国際化などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応すべく改正されましたので参照ください（注2）。

< 参考 >

注1：日経新聞 2023年6月1日号 「かっぱ寿司」元社長に有罪

注2：不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_2306.html

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。